

新潟市指定金融機関等の公金事務取扱要綱

昭和52年 4月 1日	制定
昭和53年12月21日	改定
昭和54年 4月 1日	〃
昭和54年12月 1日	〃
昭和55年 9月 1日	〃
昭和56年 4月 1日	〃
昭和57年 4月 1日	〃
昭和57年 6月 1日	〃
平成元年 9月 1日	〃
平成元年10月11日	〃
平成 3年 9月 1日	〃
平成 9年 4月 1日	〃
平成10年 4月 1日	〃
平成12年 4月 1日	〃
平成13年 1月 1日	〃
平成17年 3月21日	〃
平成18年 4月 1日	〃
平成19年 4月 1日	〃
平成20年 4月 1日	〃
平成21年 4月 1日	〃
平成23年 7月 1日	〃
平成23年10月11日	〃
平成24年 4月 1日	〃
平成26年 7月22日	〃
平成27年 4月 1日	〃
平成28年 4月18日	〃
平成28年11月30日	〃
平成30年 4月 1日	〃
平成31年 4月 1日	〃
令和 3年 1月 1日	〃
令和 3年 4月 1日	〃
令和 4年 4月 1日	〃
令和 4年12月28日	〃
令和 6年11月 1日	〃

目 次

	頁
第 1 条 趣 旨	1
第 2 条 指定金融機関等の店舗の区分及び取扱事務の範囲	1
第 3 条 管理上の注意	1
第 4 条 指定金融機関等の標札	1
第 5 条 取扱時間	2
第 6 条 使用印鑑の届出	2
第 7 条 店舗等の異動報告	2
第 8 条 現金による収納	2
第 9 条 口座振替による収納	2
第 10 条 小切手等証券による収納	2
第 11 条 ゆうちょ銀行振替貯金による収納	3
第 12 条 送金通知書等による収納	3
第 13 条 納期限後の収納及び延滞金	3
第 14 条 誤なつ等による領収日の取消方法	3
第 15 条 収納金の処理	4
第 16 条 近郊店舗の払込み	4
第 17 条 不渡証券の処理	4
第 18 条 会計管理者の窓口払	4
第 19 条 過誤納金還付通知書払	5
第 20 条 小切手払	5
第 21 条 支払の停止及び報告	5
第 22 条 口座振替払	5
第 23 条 隔地払	5
第 24 条 削除	5
第 25 条 公金振替	5
第 26 条 振替更正・残高更正	5
第 27 条 小切手払・隔地払の支払を終わらない資金の処理	5
第 28 条 総括店の預金の取扱い及び領収書の提出	6
第 29 条 総括店の報告	6
第 30 条 帳簿の管理	6
第 31 条 証拠書類の保管	6
第 32 条 証拠書類等の保存期間	7
第 33 条 有価証券の保護預け	7
第 34 条 公金事務の検査	7

(趣 旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、新潟市指定金融機関、新潟市指定代理金融機関及び新潟市収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）における新潟市公金の収納及び支払の事務について必要な事項を定める。

(指定金融機関等の店舗の区分及び取扱事務の範囲)

第2条 この要綱において、指定金融機関等の店舗の区分及びその取扱事務の範囲を次のように定める。

(1) 総括店

新潟市指定金融機関のうち会計管理者の承認を得て、指定金融機関等の収納又は支払の事務を総括する店舗をいう。

(2) 前号以外の店舗

	近郊店舗		遠隔地店舗
	取りまとめ店		
1 指定金融機関	(1)店舗の範囲 本 店 (総括店を兼ねる) (2)取扱事務の範囲 遠隔地店舗の収納 事務の取りまとめ 事務	(1)店舗の範囲 新潟市、聖籠町に 所在する店舗 (2)取扱事務の範囲 収納及び支払の事 務	(1)店舗の範囲 左記以外の日本国 内の店舗 (2)取扱事務の範囲 収納の事務
2 指定代理金融機関 3 収納代理金融機関	(1)店舗の範囲 会計管理者の承認 を得た店舗 (2)取扱事務の範囲 同 上	(1)店舗の範囲 同 上 (2)取扱事務の範囲 収納の事務	

(管理上の注意)

第3条 指定金融機関等は、公金の収納又は支払及びこれに付随する事務について、法令、条例、規則その他の規定によるほか、会計管理者の指示に従い常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(指定金融機関等の標札)

第4条 指定金融機関等の近郊店舗は、それぞれ次の表の当該右欄に掲げる標札を戸外の見やすい所に掲げなければならない。

1 指定金融機関	新潟市指定金融機関
2 指定代理金融機関	新潟市指定代理金融機関
3 収納代理金融機関	新潟市収納代理金融機関

(取扱時間)

第5条 指定金融機関等の公金取扱時間は、当該指定金融機関等の営業時間とする。ただし、特別の必要があり、会計管理者又は会計管理者の指示による総括店からの要求があったときは、前段営業時間外であっても、その事務を取り扱わなければならない。

(使用印鑑の届出)

第6条 指定金融機関等は、公金の出納事務に使用する印鑑を印鑑届（様式第1号）により、会計管理者に届け出なければならない。改刻等による場合も同様とする。

2 前項の印鑑届は、2部を総括店経由で提出するものとし、1部は総括店において保管するものとする。

(店舗等の異動報告)

第7条 指定金融機関等は、その店舗の名称若しくは位置の変更（仮店舗営業を含む。）又は廃止等をするときは、文書により、総括店を経由して新潟市長に届け出なければならない。

(現金による収納)

第8条 指定金融機関等は、納入義務者及び会計管理者、出納員又は分任出納員（以下「会計管理者等」という。）から納入（返納）通知書、納税通知書、納入書又は払込書（以下「納入通知書等」という。）を添えて、現金の納付を受けたときは、納入通知書等について、次の事項を確認のうえ収納し、納入通知書等の各片にあらかじめ届け出た印鑑を押印し、納入義務者又は会計管理者等に領収証書を交付しなければならない。

- (1) 新潟市に属する公金であること。
- (2) 納入通知書等の各片（以下「各片」という。）に納入者の氏名、収入科目等が記載されていること。
- (3) 各片の金額が一致していること。
- (4) 各片の金額が訂正又は書換え等をされていないこと。ただし、特別徴収市民税、法人市民税及びその他の税で、申告納付に係る本税額と延滞金及び合計額若しくは各税等の延滞金と合計額については、納入者の訂正印又は指定金融機関等の押切印で訂正できる。

2 指定金融機関等は、前項の納付を指定金融機関等が設置する端末機器により受けたときは、同項各号に掲げる事項を確認のうえ収納し、納入通知書等を複写した画像及び印鑑の印影を印刷した領収証書を交付しなければならない。ただし、マルチペイメントネットワークを利用した場合の収納手続きについては、別に定めるものとする。

3 指定金融機関等は、前項の方法による収納をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

(口座振替による収納)

第9条 指定金融機関等は、納入義務者から口座振替による納付の申込みを受けたときは、財務規則及びそれぞれ別に定める要綱等（以下「財務規則等」という。）によって処理しなければならない。

2 前項に規定する財務規則等に別の定めがある場合は、第15条第1項及び第16条第1項の規定は適用しない。

(小切手等証券による収納)

第10条 指定金融機関等は、小切手等証券による納付を受けたときは、必要があると認めた場合その証券の裏面に記名押印をさせ、納入通知書等の各片に「証券受領」と表示し、第8条の例によって処理するとともに、すみやかにその支払人に呈示して支払を受けなければならない。

2 納付を受けることのできる証券は、次に掲げるもので納付金額を超えないものであること。

(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者等若しくは指定金融機関を受取人とする小切手で、支払人が手形交換所に参加している金融機関又はその金融機関に代理交換の委託をしている金融機関であり、呈示期間に支払のための呈示をすることができるもの。

(2) 会計管理者等若しくは指定金融機関等を受取人とする振替払出証書又は持参人払式の為替証書又は会計管理者等若しくは指定金融機関等を受取人とする為替証書で有効期間内に支払の請求をすることができるもの。

(3) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したもの。

3 前項第1号に規定する小切手であっても、その支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒むことができる。

4 第2項第3号後段に規定する利札による場合は、当該利札の支払の際課税される所得税の額を控除した額をもって納付金額としなければならない。

(ゆうちょ銀行振替貯金による収納)

第11条 振替貯金によって公金を収納したときは、領収した収納金を総括店に払い込むとともに、領収済通知書に新潟市領収済通知書送付票(様式第2号)を添えて総括店に送付しなければならない。

2 会計管理者から振替払出書の送付を受けたときは、すみやかに収入金を総括店に払い込まなければならない。

3 自動払込みにより公金を収納したときは、領収した収納金を総括店に払い込むとともに、自動払込報告書及び新潟市領収済通知書送付票を総括店に送付しなければならない。

(送金通知書等による収納)

第12条 指定金融機関等は、国、地方公共団体又は政府関係機関が発行した送金通知書等により歳入金の納付を受けたときは、第10条に準じて取り扱わなければならない。

(納期限後の収納及び延滞金)

第13条 指定金融機関等は、納入通知書等に記載してある納期限を経過した後に納付を受けたときは、第8条の例によってこれを領収し処理しなければならない。

2 前項の規定により、市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を収納するときは、別途指示に基づいて、延滞金を算出し、その金額及び合計額を当該欄に記入してこれを領収することができる。

(誤なつ等による領収印の取消方法)

第14条 指定金融機関等は、誤って押印した領収印を取り消す場合は、重ねて押印する

取消方法によらず、「消印」のゴム印等を会計管理者の指定する色で押す取消方法をとるものとする。

2 改めて押印の必要があるときは、適宜余白箇所に押印するものとする。

(収納金の処理)

第15条 指定金融機関等は、収納金を収納当日をもって必ず「新潟市会計管理者」名義の預金（以下「会計管理者名義の預金」という。）に入金しなければならない。

2 指定金融機関等の会計管理者名義の預金については、利息を付さないものとし、新潟市領収済通知書送付票をもって通帳に替えるものとする。

3 遠隔地店舗は、第1項の規定にかかわらず、収納した公金に納入通知書等を添えてすみやかに取りまとめ店へ送付しなければならない。

4 近郊店舗は第1項により収納した公金を、別表に定める種別ごとに領収済通知書を区分整理し、当該種別ごとにバッチカード（様式第3号）を作成するとともに、新潟市領収済通知書送付票を作成しなければならない。

5 取りまとめ店は、第3項により遠隔地店舗で収納した公金と自店で収納した公金をとりまとめたうえで前項による処理を行わなければならない。

(近郊店舗の払込み)

第16条 近郊店舗（総括店を除く。）は、受け入れた公金を当該受け入れた日の翌々営業日の午前10時までに総括店に払い込まなければならない。ただし、会計管理者の指示がある場合にあってはその指示に従い、指定金融機関等との事前の取り決めがある場合にあってはその取り決めに従わなければならない。

2 総括店へ収納金を払い込むときは当該収納金に前条第4項の領収済通知書、バッチカード及び新潟市領収済通知書送付票を添付しなければならない。

(不渡証券の処理)

第17条 指定金融機関等は、受領した証券を支払の呈示期間内に呈示し、支払いの請求をした場合において、支払いの拒絶があったときは、その歳入の納付ははじめからなかったものとして、すみやかに次の方法で処理するものとする。

(1) 当該証券をもって納入した者に対し、不渡証券通知書（様式第4号）により証券の支払がなかった旨、及び納入者の請求により当該証券を返却する旨をすみやかに通知する。

(2) 前号納入者から不渡証券の返却請求があったときは、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに証券を返却する。

(3) 指定金融機関等は収納金取消依頼書（様式第5号）を2部作成し、原符を添え総括店へ不渡証券に相当する金額を請求する。

(4) 総括店は、すみやかにその旨を収納金取消依頼書により会計管理者に通知し、会計管理者の指示をえてその資金を還付する。

2 会計管理者等が払い込んだ証券で支払いの拒絶があったものについては、すみやかに次の方法で処理するものとする。

(1) 当該不渡証券に収納金取消依頼書を添えて、総括店を経由して会計管理者に送付する。

(2) 総括店は、会計管理者の指示をえて、その資金を還付する。

(会計管理者の窓口払)

第18条 新潟市指定金融機関の市役所出張所は、会計管理者から窓口支払通知書の交付を受けたときは、次の各要件を確認した後現金の支払をしなければならない。

- (1) 債権者の呈示した窓口支払書と窓口支払通知書の支払番号及び支払金額が一致すること。
- (2) 会計管理者又は会計管理者が命じた職員があらかじめ届け出てある認印が押印されていること。

(過誤納金還付通知書払)

第19条 指定金融機関の近郊店舗は、債権者が市から送付された過誤納金還付通知書を呈示したときは、それが支払期限を経過していないものであること、受領欄の債権者名が正当な債権者名であること(委任行為を含む)及び前条第2号の要件をみたしていることを確認のうえ、現金の支払をしなければならない。

2 総括店は、前項の支払があったときは日々支払済の過誤納金還付通知書に本支店払送付票(様式第6号)を添え、会計管理者に送付するものとする。

(小切手払)

第20条 指定金融機関等は、会計管理者を振出人として、総括店を支払人とする小切手の呈示をした者に対し、支払の手続きをするものとする。

2 前項の小切手は、指定金融機関所定の小切手とし、小切手法上の要件のほか、地方自治法施行令第165条の4第1項の規定による必要事項を記入した持参人払式若しくは記名式指図禁止小切手とする。

(支払の停止及び報告)

第21条 指定金融機関の近郊店舗は、第18条、第19条の支払の請求を受けた場合において、その各要件に欠けるものがあるときは、支払を受けようとするその者にその旨を告げ、支払を停止し、ただちにその事実を会計管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(口座振替払)

第22条 総括店は、会計管理者から口座振替払通知書の交付を受けたときは、すみやかにその指定された金融機関の債権者の預金口座に振替手続きをしなければならない。

(隔地払)

第23条 総括店は、会計管理者から隔地払通知書及び集合普通送金依頼書(様式第6号の2)の交付を受けたときは、すみやかに送金支払の手続きをしなければならない。

(繰替払)

第24条 削除

(公金振替)

第25条 総括店は、会計管理者から公金振替書の交付を受けたときは、市預金の受入れ又は払出しの振替手続きを行い、公金振替済通知書を会計管理者に提出しなければならない。

(振替更正・残高更正)

第26条 総括店は、会計管理者から振替更正(残高更正)通知書の交付を受けたときは、これにより資金の振替を行わなければならない。

(小切手払・隔地払の支払を終わらない資金の処理)

第27条 総括店は、窓口払に係る当該年度の小切手振出済金額のうち翌年の5月31日までに支払の終わらないものがあるときは、当該金額に相当する資金をただちに支払未済繰越金として別途口座に整理するとともに会計管理者に報告し、小切手振出日付から1年を経過しない小切手の呈示を受けたときにこの口座から支払をするものとする。

- 2 指定金融機関等は、小切手振出日付から1年を経過した小切手の呈示を受けたときは、債権者にその小切手の償還を会計課へ申し出るよう告げなければならない。
- 3 総括店は、会計管理者が小切手払又は隔地払のため交付した資金のうちその資金交付の日から1年を経過し、まだ支払を終わらない資金があるときは、これを取り消し、小切手(隔地払)1年経過未払報告書(様式第7号)により、すみやかに会計管理者に報告しなければならない。

(総括店の預金の取扱い及び領収書の提出)

第28条 総括店は、公金の収納をしたときはすべて「会計管理者名義の預金口座」に受け入れ、支払をしたときは、その預金から払い出さなければならない。

- 2 総括店は、会計管理者から小切手振出済通知書の交付を受けたときは、その指示により振り替えなければならない。
- 3 総括店は、会計管理者の振り出した小切手により支払をするときは、当座預金から支払をしなければならない。
- 4 総括店は、会計管理者から窓口支払集合通知書・隔地払通知書・口座振替払通知書及び過誤納金還付通知書の交付を受けたときは、預金口座から払い出すとともに、会計管理者に領収書を提出しなければならない。

(総括店の報告)

第29条 総括店は、近郊店舗からの新潟市領収済通知書送付票等に基づいて次の各報告書を作成し、第16条の払い込みのあった翌営業日の正午までに会計管理者に提出しなければならない。

- (1) 新潟市公金受払残高報告書兼領収済通知書集計表(様式第8号)

添付書類

- ア 新潟市領収済通知書送付票
- イ 領収済通知書

- (2) 新潟市指定金融機関預金口座・当座借越残高表兼新潟市公金受高報告書(様式第9号)

- (3) 当座預金残高表(様式第10号)

- 2 総括店は、会計管理者から新潟市領収済通知書金融機関別内訳表(様式第11号)についての報告の依頼があったときは、これを作成し提出しなければならない。

(帳簿の管理)

第30条 指定金融機関等は、公金出納簿を備え、毎日の公金の出納を記録、整理しなければならない。

(証拠書類の保管)

第31条 指定金融機関等は、その取扱いに係る収入証拠書類を収入日別、種別ごとに区分して保管しなければならない。

2 指定金融機関は、その取扱いに係る支払証拠書類を支払日別に区分して保管しなければならない。

(証拠書類等の保存期間)

第32条 指定金融機関等は、次の各号に掲げる帳簿及び証拠書類を出納閉鎖後、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 第30条に規定する帳簿 | 10年 |
| (2) 第31条に規定する収入及び支払の証拠書類 | 5年 |

(有価証券の保護預け)

第33条 指定金融機関等は、財務規則第145条ただし書きの規定により、会計管理者及び出納員から保管有価証券の保護預けの申出を受けたときは、すみやかにこれを引き受け保護預り証書を提出するとともに保管しなければならない。

(公金事務の検査)

第34条 指定金融機関等は、地方自治法施行令第168条の4第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる金融機関の取扱いに係る同表の右欄に掲げる事項について、会計管理者から公金事務検査の通知を受けたときは、これに従わなければならない。

指定金融機関	<ol style="list-style-type: none">1 公金収納事務の取扱いに関する事。2 公金支払事務の取扱いに関する事。3 公金振替事務の取扱いに関する事。4 公金の預金の状況に関する事。5 帳簿及び証拠書類の整理に関する事。6 前各号に掲げるもののほか会計管理者が必要と認める事項に関する事。
指定代理金融機関 収納代理金融機関	<ol style="list-style-type: none">1 市税等の収納事務の取扱いに関する事。2 帳簿及び証拠書類の整理に関する事。3 前各号に掲げるもののほか会計管理者が必要と認める事項に関する事。

別表第1（第15条関係）

領 収 済 通 知 書 分 類 表

種 類	規 格 等	内 容
A 1	縦4.5×横5.2インチ 帳票右上に「A1」表示	市税 国民健康保険料 等
A 2	縦7.5×横4.2インチ 帳票右上に「A2」表示	市税・国民健康保険料・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料の再発行分
A 3	縦4.5×横4.92インチ 帳票右上に「ペイジーマーク」 表示	ペイジー標準帳票分 軽自動車税 等
B	縦8.3×横3.9インチ 帳票右上に「B」表示	高齢者福祉負担金 等
C	上記及び下記以外のもの	上記及び下記以外のもの 上記「A1」「A2」「A3」「B」の うち金額訂正のあるもの
MTによる 口座振替	上記「A1」「A2」「A3」 「B」の一部	MTによる口座振替分

様式第1号（第6条関係）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

新潟市会計管理者 様
新潟市指定金融機関 様

新潟市 金融機関

銀行名 ㊟

新潟市財務規則第157条及び新潟市指定金融機関等の公金事務取扱要綱第6条の規定により、使用する印鑑を下記のとおり届け出します。

記

指 定 新潟市 指定代理 金融機関 収納代理	(名称)
------------------------------	------

出 納 済 印 若 し く は 領 収 済 印			報 告 書 等 の 印

- ※ 新潟市指定金融機関に2部提出すること。
- ※ 店舗の名称を除いた規格が取りまとめ店と同一印である場合は、取りまとめ店の印をもって届け出とします。

様式第2号 (第15条関係)

新潟市会計管理者 様 **新潟市領収済通知書送付票**

ID
01
枠内に記入しないで下さい。

金融機関コード : : : : - : : :

訂正不可

種別	区分	枚数	収納金額
A1	個別分OCR	: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円
A2	再発分OCR(税・国保)	: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円
A3	ペイジー標準帳票 OCR	: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円
B	財務分OCR	: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円
C	その他	: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円
電子媒体等による口座振替		: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円
合計		: : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : 円

検印
係印

記入列 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

取扱日 金融機関名

- ※ 取扱いのない日は合計枚数・合計金額欄に「0」を記入して下さい。
- ※ その他該当のない欄は空白とし、斜線等は絶対に記入しないで下さい。
- ※ 文書振の口座振替収納分は種別A1として取扱って下さい。
- ※ 種別Cは帳票の形ごとに分類し、小さなものを上に重ねて、加算帳ジャーナル(金融機関名と金融機関コードを記入)を添付して下さい。

(新潟市保管)

様式第3号 (第15条関係)

バッチカード(OCR用)

ID

金融機関コード
: : : : - : : :

枚数 枚

金額 円

領収日 (元号) 年 月 日 →取扱いと違う場合のみ記入

記入例 0123456789

※ バッチは決済の種類毎、領収日毎に作成して下さい。

取扱日 _____

金融機関名 _____

(新潟市)

訂正不可

A1

※ A1, A2, A3,
Bの4種別

様式第4号（第17条関係）

不 渡 証 券 通 知 書

年 月 日

様

新潟市 金融機関

銀行名 ⑩

さきにあなたが納付された下記証券は支払拒絶され、支払がなされなかったため、証券受領の際発行した領収証書は、地方自治法第231条の2第4項の規定により無効となったので通知します。

よって発行済の領収証書を直ちに返戻されるとともに、額面相当額を改めて納入してください。

なお、この証券を必要とする場合は、証券償還請求書によって請求してください。

記

証 券 の 番 号	記 号 番 号	額 面 金 額
		円

様式第5号（第17条関係）

収 納 金 取 消 依 頼 書

年 月 日

新潟市会計管理者 様
新潟市指定金融機関 様

新潟市 金融機関

銀行名 ⑩

受領した証券のうち、下記に記載した証券が不渡りとなりましたので、収納金の減額を依頼いたします。

記

不 渡 り 証 券 の 金 額	円
納 入 者 の 氏 名	
領 収 年 月 日	年 月 日
不 渡 証 券 で 受 け 入 れ た 納 入 通 知 書 等 の 金 額	円
納 入 通 知 書 等 の 所 管 課	

様式第6号（第19条関係）

年 月 日

新潟市 会計管理者 様

新潟市指定金融機関
株式会社 第四北越銀行

本支店払送付票

貴所属発行の「過誤納金還付通知書」に基づき、当行が支払った資金について、本日貴会計管理者の預金口座から当該還付通知書の合計金額をもって引き落としましたので、支払済還付通知書を添え下記のとおりご通知いたします。

なお、ご確認のうえは折り返し下片の受領書をご送付下さるようお願いいたします。

記

年 月 日引落分

通知書枚数	
金額	

年 月 日

新潟市指定金融機関
株式会社 第四北越銀行 様

新潟市 会計管理者

受取書

貴行における当会計管理者の預金口座から引き落とした証拠である下記支払済「過誤納金還付通知書」を受け取りました。

記

年 月 日引落分

通知書枚数	
金額	

様式第6号の2 (第23条関係)

枚中 枚目

集合送金依頼書 (入金伝票明細)

新潟市指定金融機関

株式会社 第四北越銀行 様

取組指定日

年 月 日

ご依頼日

種目ソウキン

収納区分 3-0049098

ニイガタシ

新潟市会計管理者

公金

お受取人住所		銀行支店名	送金金額	取組番号
お受取人氏名	フリガナ			
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

小計	件数	件	金額	円
----	----	---	----	---

担当課	〇〇課
-----	-----

〇〇課 合計	件数	件	金額	円
--------	----	---	----	---

総合計	件数	件	金額	円
-----	----	---	----	---

様式第8号（第29条関係）

新潟市公金受払残高報告書兼領収済通知書集計表

（ 年 月 日分）

会計管理者	課長	補佐	係長	係

新潟市会計管理者 様

新潟市指定金融機関

株式会社 第四北越銀行

前日残高	あ
------	---

受 入			支 払		
区 分	件 数	金 額	区 分	件 数	金 額
合 計		い	合 計		う
内	A 個 別 分		内	一般会計	
	B 財 務 分			国 保	
	C そ の 他			市 場	
	MPN			と 畜 場	
	CVS			土地取得	
	電子媒体等口座振替			母子父子寡婦	
	公金振替			介 護	
				公債管理	
				後期高齢	
				基 金	
訳			訳	歳入歳出外	
	当座借越金			当座借越金	
	証書借入金			証書借入金	

当日残高（あ+い-う）	
うち当座借越金残高	
うち証書借入金残高	

様式第9号（第29条関係）

新潟市指定金融機関 預金口座
当座借越 残高表兼新潟市公金受高報告書

日付 年 月 日（単位：円）

区 分		前 日 残 高	収 納 高	支 払 高	当 日 残 高
受 払 残 高					エ
内 訳	第四北越本店 直 扱 高				
	第四北越支店 払 込 高		ア		
	他 行 払 込 高		イ		
別 掲	口座振替収納高				オ
新潟市公金収納高 (前日分)		前日第四北越本店 直 扱 高 合 計 ア + イ + ウ	ウ	合計残高(エ+オ) 〔ただし、借越が 生じた場合 オ〕	

当 座 借 越 (再 掲)	前 日 残 高	収 納 高 (借 入)	支 払 高 (返 済)	当 日 残 高

(単位：円)

新潟市会計管理者 様

第四北越 本 店 積 数	当座借越	
--------------------	------	--

新潟市指定金融機関
株式会社 第四北越銀行

様式第10号（第29条関係）

会計管理者	課長	補佐	係長	係
-------	----	----	----	---

当座預金残高表

年 月 日 扱分
(単位：円)

区分	前日残高	受高	払高	当日残高
小切手 A				
還付資金	一般会計			
	国保会計			
	介護会計			
	後期高齢会計			
	計 B			
合計 A+B				

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

新潟市指定金融機関
株式会社 第四北越銀行

新潟市会計管理者 様

